

インターフェロンフリー再治療の手順書

佐賀県肝疾患検診医療提供体制 2 次以上の医療機関で、インターフェロンフリー治療に係る診断書を書ける医師（以下、「診断書記載医」という。）

佐賀大学医学部附属病院（肝臓なんでも相談窓口）（以下、「拠点病院肝臓専門医」という。）

- 1 診断書記載医は、拠点病院肝臓専門医に電話等で連絡する。
ただし、佐賀大学に直接患者を紹介することも可能とする。
- 2 拠点病院肝臓専門医は、診断書記載医に対し、必要な書類等を説明する。
- 3 診断書記載医は、2 に基づき「様式 2-10 号：インターフェロンフリー治療（再治療）に対する意見書」、「関連文書：意見書に係る必要な検査所見等」に必要事項を記載の上、拠点病院肝臓専門医あてに送付する。
- 4 拠点病院肝臓専門医は、3 の「様式 2-10 号：インターフェロンフリー治療（再治療）に対する意見書」、「関連文書：意見書に係る必要な検査所見等」に必要事項を記載し、「様式 2-10 号：インターフェロンフリー治療（再治療）に対する意見書」の原本と「関連文書：意見書に係る必要な検査所見等」の写しを診断書記載医あて返送する。
- 5 診断書記載医は、「様式 2-9 号：診断書」を記載の上、「様式 2-10 号：インターフェロンフリー治療（再治療）に対する意見書」の原本と「関連文書：意見書に係る必要な検査所見等」の写しを添えて患者に渡す。
- 6 患者は、必要な書類の他、「様式 2-9 号：診断書」に「様式 2-10 号：インターフェロンフリー治療（再治療）に対する意見書」の原本と「関連文書：意見書に係る必要な検査所見等」の写しを添付して、各保健福祉事務所に申請する。

※診断書記載医からの問合せ先：「肝臓なんでも相談窓口 0952-34-3731」

※他県拠点病院肝臓専門医が「様式 2-10 号：インターフェロンフリー治療（再治療）に対する意見書」を作成することも可能ですので「肝臓なんでも相談窓口」又は他県拠点病院へお問合せください。